

横浜市環境配慮指針一部改定

(1) グリーンインフラ

令和2年10月1日

令和2年度横浜市環境影響評価審査会 第1回横浜市環境配慮指針改定部会

(事務局：横浜市環境影響評価課)

1

論点（記載に関する考え方）

- ▶ 「グリーンインフラ」とは
- ▶ 各計画との関係性
- ▶ 改定に向けたヒント（講演内容）との関係

2

「グリーンインフラ」とは

- ▶ **横浜市中期 4 か年計画、横浜市地球温暖化対策実行計画**
 - ▶ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ **横浜市都市農業推進プラン**
 - ▶ 農地などの自然的環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ **グリーンインフラ推進戦略（2019）**
 - ▶ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの

→ 横浜市環境配慮指針では、「グリーンインフラ」について、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本」とします。

3

配慮指針と本市各計画との関係性①

- ▶ **横浜市中期 4 か年計画**
 - ▶ 花と緑にあふれる環境先進都市（戦略 2）
 - ▶ グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践
 - ▶ 未来を創る強靱な都市づくり～災害に強い安全で安心な都市～（戦略 6）
 - ▶ 局地的な大雨等に強い都市づくり など
- ▶ **配慮指針（該当：赤字）**
 - ▶ **基本的な配慮事項**：生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ **本事業に係る配慮事項**：**グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等

4

配慮指針と本市各計画との関係性②

▶ 横浜市環境管理計画

- ▶ 防災・減災の視点を入れた環境施策の推進
 - ▶ 生物多様性保全と同時に、浸水被害の軽減などにも資する公園整備や樹林地・農地の保全など、自然環境の持つ多面的機能を活用する「グリーンインフラ」の概念を活用した取組
- ▶ 気候変動への適応策としてのグリーンインフラの活用 など

▶ 配慮指針（該当：赤字）

- ▶ 基本的な配慮事項：生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
- ▶ 本事業に係る配慮事項：**グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等

5

配慮指針と本市各計画との関係性③

▶ 横浜市みどりアップ計画

- ▶ 防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性を保全する機能、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる雨水貯留・かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能など、緑には多様な機能

▶ 配慮指針（該当：赤字）

- ▶ 基本的な配慮事項：生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
- ▶ 本事業に係る配慮事項：**グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等

6

配慮指針と本市各計画との関係性④

▶ 横浜市下水道事業中期計画

- ▶ 地震や大雨に備える防災・減災（雨水浸透ます、雨水貯留タンクの設置促進）
- ▶ 公園、樹林地、農地など様々な自然環境が持つ多様な機能に着目したグリーンインフラを活用し、浸水対策の強化と地下水のかん養など良好な水循環を再生 など

▶ 配慮指針（該当：赤字）

- ▶ 基本的な配慮事項：生物の生息生育環境の保全、景観機能、**農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等**
- ▶ 本事業に係る配慮事項：**グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、**生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等**

7

配慮指針と本市各計画との関係性⑤

▶ 横浜市都市農業推進プラン

- ▶ 農業や農地の持つ生物多様性の保全、雨水貯留による洪水の抑制、ヒートアイランド現象の緩和等

▶ 配慮指針（該当：赤字）

- ▶ 基本的な配慮事項：生物の生息生育環境の保全、景観機能、**農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等**
- ▶ 本事業に係る配慮事項：**グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、**生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等**

8

配慮指針と本市各計画との関係性⑥

▶ 横浜市地球温暖化対策実行計画

- ▶ 将来像：気候変動の影響に適応しているまち
- ▶ 中期的な重点施策：グリーンインフラを活用した取組 ～気候変動に適応した浸水対策等の推進～
 - ▶ これまでのハード整備に代表されるいわゆるグレーインフラに加え、グリーンインフラ（樹林地、農地、河川、街路樹などの様々な自然環境が持つ多様な機能）を活用した取組を、関係各局が相互連携の視点を持ち、横断的かつ戦略的に進めます。

▶ 配慮指針（該当：赤字）

- ▶ 基本的な配慮事項：生物の生息生育環境の保全、景観機能、**農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等**
- ▶ 本事業に係る配慮事項：**グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等**

9

改定に向けたヒント（講演内容）との関係 (1)

グリーンインフラ追記の観点（4つ）

（1）道しるべを示すもの

- ▶ 「グリーンインフラ」の明記（重要）、機能発揮の条件整備
- ▶ 配慮指針改定の方向性
 - ▶ 「グリーンインフラ」を**明記（新設）**（事業別の配慮事項）
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるように**重層的に記載**

※具体的な文言は後述します。

10

改定に向けたヒント（講演内容）との関係 (2)

(2) 環境負荷軽減、水とみどりによる環境の創造の実現に資する重要手段

- ▶ 環境にとってプラスの効果、事業計画地外のエリアへの影響（オフセット手法も）
- ▶ **配慮指針改定の方向性**
 - ▶ グリーンインフラの**多様な機能を記載（新設）**（事業別の配慮事項）
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるように**重層的に記載**

※具体的な文言は後述します。

11

改定に向けたヒント（講演内容）との関係 (3)

(3) 生物多様性、地球温暖化、資源循環に総合的に取り組む

- ▶ グリーンインフラの機能は、地球温暖化、資源循環にも資する。
- ▶ 保全・育成されたみどりを機能させるための育成・維持管理が重要
- ▶ **配慮指針改定の方向性**
 - ▶ グリーンインフラの**多様な機能や保全、活用、実装を記載（新設）**（事業別の配慮事項）
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるように**重層的に記載**

※具体的な文言は後述します。

12

改定に向けたヒント（講演内容）との関係 （４）

（４）総合的にグリーンインフラの技術を読み取れるようにする

- ▶ 現行配慮指針にも記載あり、個別だけでなく総合的に機能の発揮を目指す
- ▶ **配慮指針改定の方向性**
 - ▶ グリーンインフラの**多様な機能を記載（新設）**（事業別の配慮事項）
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるように**重層的に記載**

※具体的な文言は後述します。

13

改定案（事務局）

配慮指針（本編）事業別の配慮事項「本事業に係る配慮事項」において、

「（５）生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用、実装を図るとともに、雨水の有効利用に努める。」

を**新設**。

- ▶ ただし、「７ 公有水面の埋立て」は除きます。
- ▶ また、「４ 廃棄物処理施設の建設」では、「・・・実装を図る。」とします。
- ▶ なお、「雨水」については、文言整理の一環であり記載箇所を廃棄物関係から移設します。

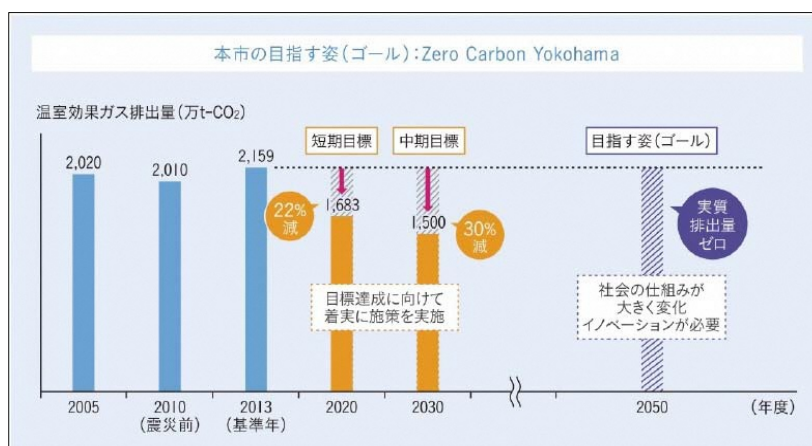
14

地球温暖化対策

- 1 脱炭素化の実現
- 2 再生可能エネルギーの活用
- 3 低炭素電気選択の促進

1 脱炭素化の実現

平成30年（2018年）10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）としています。



横浜市の温暖化対策／SDGs 未来都市 Vol.8.1パンフレットより

1 脱炭素化の実現

脱炭素化の実現に向けた取組を推進するため、次のとおり改定します。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項（基本的な配慮事項）・対象となる事業の分類：全10事業

現行	改定案
<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、<u>低炭素型まちづくりを進めるため</u>、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、<u>脱炭素化※の実現に向けて</u>、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>

※脱炭素化：温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること

1 脱炭素化の実現

《本文》第4 計画段階配慮の検討手順

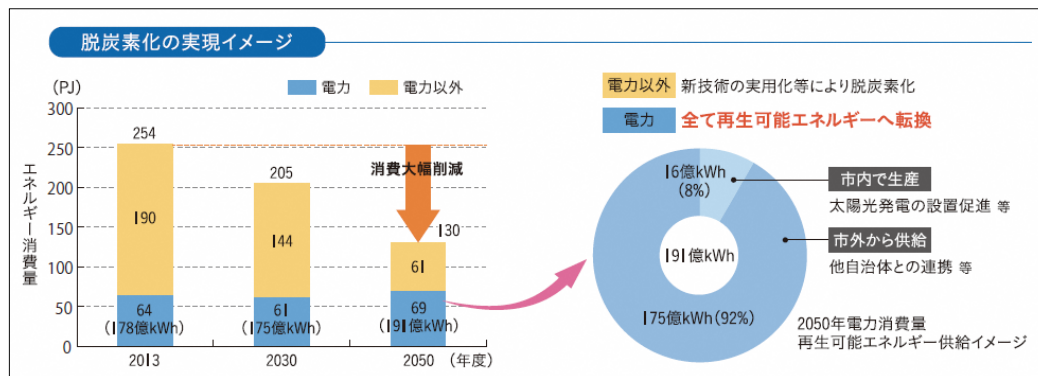
現行	改定案
<p>1 事業計画の立案 事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、<u>低炭素型まちづくり</u>や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>	<p>1 事業計画の立案 事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、<u>脱炭素化※</u>や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>

※脱炭素化：温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること

2 再生可能エネルギーの活用

平成30年に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市環境管理計画」では、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大を温暖化対策の一つとして位置づけています。

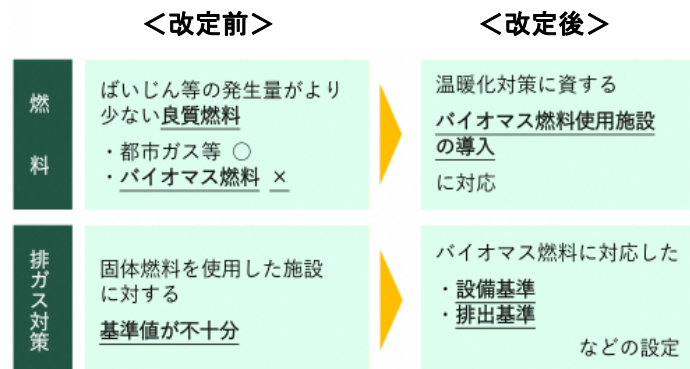
(※バイオマス燃料の例：木質チップ、バイオディーゼル燃料等)



横浜市の温暖化対策/SDGs未来都市 Vol.8.1パンフレットより

2 再生可能エネルギーの活用

本市では大気汚染防止の観点から、熱源・燃料は「電気又はガス」を使用するよう指導してきましたが、温暖化対策の観点から、バイオマス燃料の活用に対応するために「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等」を改定し、排出基準等を設定しました。 (令和2年4月施行)



生活環境保全推進ガイドライン年次報告書 (2018年度実績) より

2 再生可能エネルギーの活用

現行の指針は熱源・燃料の使用を「電気又はガス」に制限していることから、再生可能エネルギーの活用を促進するため、次のとおり改定します。ただし、大気汚染防止に関するその他の事項については、引き続き配慮を求めます。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。	削除

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設

【参考】大気汚染防止に関するその他の配慮事項

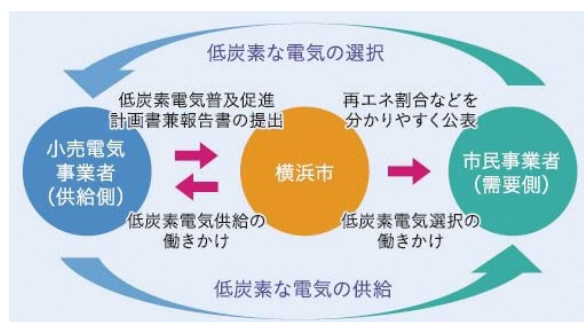
最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。

ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。

7

3 低炭素電気選択の促進

- ・脱炭素化を実現するためには、二酸化炭素の排出量が少ない電気（低炭素電気）を積極的に選択することが重要です。
- ・平成28年（2016年）4月には、電気の小売全面自由化が開始されました。
- ・令和元年度（2019年度）に創設した「横浜市低炭素電気普及促進計画書制度」により、市内に供給する小売電気事業者の排出係数等の情報が公表されるようになりました。



《横浜市低炭素電気普及促進計画書制度》

- ・横浜市内に供給する「電気の低炭素化」と、市民・事業者による「低炭素な電気を選択」の促進を目的として整備。
- ・小売電気事業者は、温室効果ガス排出抑制の計画や実施内容等（排出係数、再生可能エネルギー導入率等）を市へ報告。
- ・横浜市は、小売電気事業者の取組内容を公表。

横浜市の温暖化対策/SDG s 未来都市 Vol.8.1パンフレットより

8

3 低炭素電気選択の促進

事業者への低炭素電気の選択を促すため、次のとおり改定します。

【改定案】《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、 <u>調達が可能なる場合はグリーン電力の導入に努める。</u>	<u>使用する電気は低炭素電気※を選択するよう努めるとともに</u> 、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設、飛行場の建設、高層建築物の建設、運動施設・レクリエーション施設等の建設、開発行為等に係る事業

※低炭素電気：再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量が少ない電気